

<p>125</p>	<p>3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p>	<p>連絡協議会の構成員に学識者と自然保護団体も例示すべき</p>	<p>必要に応じて含まれるものと考えます。</p>
<p>126</p>	<p>3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p>	<p>II-第四-3(2)-2(38P) 第2段落「過去5年間の」は、「少なくとも過去5年間の」にすべきでは？</p>	<p>鳥獣保護事業計画の期間等を踏まえると5年間は適当と考えます。</p>
<p>127</p>	<p>3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p>	<p>予察捕獲は、強い害性のみを基準にするのではなく予察捕獲効果の高さも含めた基準で許可すべきであり、科学性のない予察捕獲は原則廃止すべきである。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、予察捕獲の科学的・計画的な実施に努めるように記述しています。</p>
<p>II 第四-4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合</p>			
<p>128</p>	<p>4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合</p>	<p>II-第四-4(42P)冒頭5行目の「(2)-3」は、「3-(2)-3」の誤りでは？</p>	<p>ご指摘を踏まえ、3(2)-①-3)と修正します。</p>

II 第四-5 その他特別の事由の場合 (4) 愛がんのための飼養の目的	
5 129	<p>①許可対象者、②鳥獣の種類・数、③期間、④区域及び⑤方法と分説記述するところ、これを全部削る。 (計5件)</p> <p>愛がんのための飼養の目的について許可に関する事項として必要であり、原文通りが適当と考えます。</p>
II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項	
第五 特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	
II 第五-3 猟区 (1) 猟区の設定	
3 130	<p>3 猟区 (1) 猟区の設定</p> <p>これ以上の猟区の整備拡大は必要ないのではないだろうか。</p> <p>猟区は狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため必要と考えます。</p>
3 131	<p>3 猟区 (1) 猟区の設定</p> <p>横行する密猟、ツキノワグマの絶滅の危険などから、猟区はむしろ管理徹底できる範囲に縮小すべきである。 (計13件)</p> <p>猟区は狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため必要と考えます。なお、特に保護を図る必要がある対象狩猟鳥獣がある場合には規制等の措置を講じています。</p>
II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項	
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	
II 第六-1 計画作成の目的	
1 132	<p>1 計画作成の目的</p> <p>保護管理の内容については「被害防除対策、個体数管理及び生息環境管理」の順で挙げるべき。</p> <p>個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を総合的に実施していくことが必要であり、原文通りが適当と考えます。</p>
1 133	<p>1 計画作成の目的</p> <p>外来生物対策を強化されたい。日本の種の遺伝子攪乱を防ぐために、外来生物の捕獲処分を拡大する必要がある。しかし、世論は生き物の殺処分に心理的な抵抗が多いので、担当者は苦慮しているようだ。外来生物対策の必要性を世論にもっと強く訴え、日本固有種を維持する必要性を理解されるよう力を入れていただきたい。</p> <p>ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
II 第六-6 保護管理事業	
6 134	<p>6 保護管理事業</p> <p>II 第六-6(49P)冒頭第3段落「考え下」→「考えの下」</p> <p>ご指摘の通り修文します。</p>
II 第六-9 計画の見直し	
9 135	<p>9 計画の見直し</p> <p>II 第六-9(54P)3行目「必要に応じて」→「必要に応じて」</p> <p>ご指摘の通り修文します。</p>

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項		II 第八一 鳥獣保護事業に関する事項	
II 第八一-1 鳥獣の保護思想についての普及等			
136	1 鳥獣の保護思想についての普及等	「鳥獣の保護思想についての普及等」の項目であるが、「鳥獣の保護思想」という言葉がどういう意味を持っていて、どうして普及が必要なのかの説明がされていない。 (計2件)	ご指摘の内容については、現行の基本指針はもとよりこれまでの基準においても記述されており、定着していると考えられますので、原文通りが適当と考えます。
137	1 鳥獣の保護思想についての普及等	「在来種による食餌植物の植栽等を積極的に実施する」は削除、または表現を変更すべき。 (計4件)	ご指摘を踏まえてII第八一-1の第2段落を以下のように修文します。 (原文) 探鳥会及び在来種による食餌植物の植栽等を積極的に実施するものとする。 (修正) 探鳥会及び講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行うものとする。
II 第八一-4 安易な餌付けの防止			
138	4 安易な餌付けの防止	安易な餌付けを防止するとともに、山に実のなる木を植林し、山と里の間に植林などを設置すること。 (計2件)	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきますが、食餌木の植栽は鳥獣の生息状況に応じて適切に実施されるべきと考えます。
II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項			
第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項			
II 第九一-2 鳥獣保護員 (2) 鳥獣保護員の任命について			
139	2 鳥獣保護員 (2) 鳥獣保護員の任命について	鳥獣保護員の活動の確保に対して「他の指導員制度との併任によって活動量を確保する」という付け焼き刃的対応ではなく、常勤の専門性をもった人材の確保をめざすべき。	都道府県の財政状況が厳しいと指摘される中、より効率的な配置が図られるように記述したものです。
II 第九一-4 鳥獣保護センター等の設置			
140	4 鳥獣保護センター等の設置	「鳥獣保護センター等の設置」の項目は、「傷病鳥獣の保護等を通じた・・・」という書き出しになっているが、「傷病鳥獣の保護」を行うのが当たり前のことではないので必要であるから、「傷病鳥獣の保護」がなぜ必要なのかの記述が必要である。	鳥獣保護センターは傷病鳥獣の保護だけでなく、鳥獣の科学的・計画的保護管理推進のために活用を図ることについてI第一一-3 (2) 工に記述しています。また、傷病鳥獣保護についての詳細はII第十一-8に記述しています。原文通りが適当と考えます。

II 第九一五 取締り	
141 5 取締り	「愛がんを目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等」・「愛がん飼養」を削る。 (計2件)
142 5 取締り	狩猟に同行する猟犬として飼養していた犬を、猟期終了と同時期に遺棄するなどの、動物愛護管理法違反者に対しても重点的に監視、取締りを行うものとする。 (計2件)
II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項	
第十 其他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	
143 追加要望	下記を追加すべきである。 1) クマを狩猟獣からはずすべきである。また、予察駆除は禁止すべきである。 2) 海棲哺乳類も鳥獣保護法の適用とすべきである。 (計2件)
II 第十一ー2 鳥獣の区分と保護管理の考え方	
144 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方	I 一 第二の1(4)では一般鳥獣の取扱いを記述しているので、II 第十の2においても(4)としてそれに準じた記載が必要である。 ご指摘を踏まえて、II 第十一ー2に(4)として以下の通り記述します。 (4) 一般鳥獣 上記(1)～(3)以外の鳥獣については、必要に応じ、I 第二一1に準じて対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載する。
II 第十一ー6 鳥類の飼養の適正化	
145 6 鳥類の飼養の適正化	野生生物の愛がん飼養は全面的に禁止を求め、野生生物は野に生きるのが本来であり、人間の好みでそれを奪うことは問題がある。文化ということでも、メジロの捕獲しようが認めているようであるが、好ましいとはいえない。密猟を促すことになっており、止めるべきである。 (計5件)
146 6 鳥類の飼養の適正化	「愛がん飼養」に関する記述を削る。 愛がん飼養の適正化に必要であり、原文通りが適当と考えます。

愛がん飼養に関する取締りについて必要であり、原文通りが適当と考えます。

飼養動物については動物愛護管理法により対応されるところと考えますが、猟犬の適正な管理については関係団体とも協力して普及啓発に努めたいと考えます。

狩猟鳥獣については、その考え方を基本指針において整理していますが、個別の種の指定については省令で対応することになります。なお、適切に行われる予察捕獲は、農林水産省への被害防止の観点から必要と考えます。また、鳥獣法の対象としている海棲哺乳類もあります。

ご指摘を踏まえて、II 第十一ー2に(4)として以下の通り記述します。

(4) 一般鳥獣

上記(1)～(3)以外の鳥獣については、必要に応じ、I 第二一1に準じて対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載する。

II 第十一ー6 鳥類の飼養の適正化

野生生物の愛がん飼養は全面的に禁止を求め、野生生物は野に生きるのが本来であり、人間の好みでそれを奪うことは問題がある。文化ということでも、メジロの捕獲しようが認めているようであるが、好ましいとはいえない。密猟を促すことになっており、止めるべきである。
(計5件)

「愛がん飼養」に関する記述を削る。

愛がん飼養の適正化に必要であり、原文通りが適当と考えます。

II 第十一-8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

147	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応	「傷病鳥獣救護の基本的な対応」の項目については、「必要な」という言葉を頭に付けるべき。	ご指摘の趣旨についてはII第十一-8(2)に記述していると考えており、原文通りが適当と考えます。
II 第十一-8 傷病鳥獣救護の基本的な考え方			
148	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応(1)基本的な考え方	「基本的な考え方」の項目については、「対応の」という言葉を頭に付けるべき。	ご指摘の箇所については、II第十一-8が基本的な対応について記述しているものであることから、既に対応についての内容であり、原文通りが適当と考えます。
149	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応(1)基本的な考え方	「終生飼養及び・・・」という書き出しになっているが、「終生飼養」を行うのが当たり前というわけではないのであるから、どういう場合「終生飼養」を行うかの記述が必要である。また、「終生飼養」には、狩猟鳥獣を除き、「飼養登録」が必要と考えられることから、ポラテンティアがどのような形で「終生飼養」に携われるかの記述も必要である。(計2件)	ご指摘の趣旨についてはII第十一-8(2)に記述していると考えており、原文通りが適当と考えます。
150	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応(1)基本的な考え方	傷病鳥獣の保護対象として、「違法飼養や密猟の摘発により多数の鳥類のリハビリが必要な場合」と追加していきたい。	必要に応じて含まれるものと考えます。
II 第十一-8 傷病鳥獣救護の基本的な対応(2) 救護個体の取扱い			
151	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応(2)救護個体の取扱い	「野生復帰が不可能な個体については、」を、「野生復帰による生存が困難な個体については、」に改め、その後、「放鳥獣の他、」という記述を加える。	ご指摘の趣旨については、「野生復帰が困難」であるとの内容に含まれ、また、野生復帰が困難な個体については放鳥獣すべきではないと考え、原文通りが適当と考えます。
152	8 傷病鳥獣救護の基本的な対応(2)救護個体の取扱い	「その他の傷病鳥獣については、」の書き出しと「救護等に対する・・・」の間に、「治療をせずに放鳥獣することを基本とするが、必要に応じて、」の記述を加える。(計2件)	ご指摘の趣旨については、「野生復帰が困難」であるとの内容に含まれ、また、野生復帰が困難な個体については放鳥獣はII第十一-8(2)④のガイドラインにおいて検討すべきものと考え、原文通りが適当と考えます。

II 第十一-8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (4) 野生復帰

8 傷病鳥獣
救護の基本的
な対応
(4) 野生復帰

書き出しの「対象個体の傷病が・・・」の前に、「治療をした個体の場合、」という言葉を付けるべき。

野生復帰の対象個体であることから、原文通りが適当と考えます。